

社会福祉法人清風会 こども園運営規定概要

幼保連携型認定こども園第1ドリーム保育園

幼保連携型認定こども園第2ドリーム保育園

(目的及び運営方針)

幼保連携型認定こども園 第1ドリーム保育園（以下第1ドリーム）・幼保連携型認定こども園第2ドリーム保育（以下第2ドリーム）は、子ども子育て支援法、学校教育法、児童福祉法、その他関係法令・関係条例に基づき、乳幼児に教育及び保育をし、快適な環境を与えて、その心身の健全な発達を助長することを目的とする。

(位置)

第1ドリームの位置は、霧島市国分清水一丁目25番45号とする。

第2ドリームの位置は、霧島市国分清水一丁目25番1号とする。

(園児の利用定員)

第1ドリームの園児の利用定員は、1号認定者9名、2号認定者36名、3号認定者34名とする。

第2ドリームの園児の利用定員は、1号認定者6名、2号認定者23名、3号認定者27名とする。

学年、学期及び休業日等

(学年及び学期)

第1ドリーム・第2ドリームの学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

年間開園日を294日とする。

(休園日)

当園の休業日は、国民の祝日に関する法律に規定する日及び日曜日のほか、次のとおりとする。

(1) 年末年始休園日 12月30日から翌年1月4日まで

1号認定は

(1) 土曜日

(2) 夏季休園日 7月25日から8月21日まで

(3) 冬季休園日 12月24日から翌年1月4日まで

(4) 春季休業日 3月29日から3月31日まで

教育及び保育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、こども園長（以下「園長」という。）は、前項の規定する休業日のほかに休業日を設け、又は休業日に教育及び保育を行うことがある。

(教育及び保育終始の時刻)

開園時間は、午前7時00分から午後7時00分までとする。

教育保育時間は、午前8時30分から午後0時30分までとする。（1号認定）

保育標準時間は、午前7時00分から午後6時00分までとする。(2号・3号認定)

保育短時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。(2号・3号認定)

延長保育は、午後6時00分から午後7時00分までとする。(2号・3号認定)

午前7時00分から午前8時30分(2号・3号短時間早朝延長)

午後4時30分から午後6時00分(2号・3号短時間延長)

預かり保育 1号認定

終日預かり(月曜から金曜)

午後0時30分から午後6時00分まで

土曜預かり(月曜から土曜、家庭の事情により)

午後0時30分から午後6時00分まで

夏冬春休み預かり

午前8時30分から午後0時30分

終日預かり、土曜預かりの利用可能

教育及び保育課程及び教育日時数

(教育及び保育課程)

第1ドリーム・第2ドリームの教育及び保育課程は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に定める基準により園長が定める。

(教育日時数)

当園の年間の教育時間数は39週以上とし、1日の教育時間数は4時間以上とする。

(入園申込手続)

入園(転入園及び再入園を含む。以下同じ)を志望する1号認定者は、入園願書を園長に提出しなければならない。

2号・3号認定者は保育認定を受けるために市に申請を行う。

(入園手続・利用調整・契約・保育料)

当園に入園を許可された1号認定の保護者は、入園決定後、入園説明会及び新入児の面接を受け園と契約をする。保育料は市が決めた金額とする。

3 2号・3号認定の申請者の希望、保育所等の園の受け入れ状況により市が利用調整を行い、入園決定後、入園説明会及び新入児の面接を受け園と契約をする。保育料は市が決めた金額とする。

(出席停止)

園長は、感染症にかかり、またはかかったおそれのある園児に対して、その出席停止を命ずることがある。

保育料 徴収金

(保育料の額)

保育料の額は、居住の市町村の定める額とする。

保育料以外に、次の徴収金を納めるものとする。

ア) 給食費 (毎月) 5,200円 (1号認定)

- イ) 絵本代 (毎月) 400円程度 (0歳児から5歳児)
- ウ) 延長保育料 2号・3号認定
- ①短時間保育
- 早朝延長保育 午前7時00分から午前8時00分 1回150円
- 夕方延長保育 午後4時30分から午後6時00分 1回150円
- ②標準時間・短時間保育
- 午後6時00分から午後7時00分 1回100円
- エ) 預かり保育 1号認定
- ①終日預かり 午後0時30分から午後6時00分
- 月極(月曜から金曜) 月4,000円
- ②土曜預かり(家庭の事情により)
- 月極(月曜から土曜) 月5,000円
- ③夏冬春休み預かり
- 夏冬春休み登園可能 年額3,000円

2 その他第1ドリーム・第2ドリームの利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの 園長が定める金額

—第6章 職員組織

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第27条 教育及び保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

第1ドリーム

- (1) 園長 1名(常勤専従)
- (2) 主幹保育教諭 2名(常勤専従)
- (3) 保育教諭 13名以上
- (4) 栄養士 1名以上
- (5) 調理員 2名以上
- (6) 事務員 1名以上

第2ドリーム

- (1) 園長 1名(常勤専従)
- (2) 主幹保育教諭 2名(常勤専従)
- (3) 保育教諭 7名以上
- (4) 栄養士 1名以上
- (5) 調理員 2名以上
- (6) 事務員 1名以上

2 前項の職員のほか、当園に助教諭、その他必要な職員を置くことがある。

(嘱託医等)

第28条 第1ドリーム・第2ドリームに園医、園歯科医、学校薬剤師を置く。

(職員の心得)

職員は、当園の目的と運営方針及び社会福祉施設の公共性に則り、その職務の遂行に努力するほか、特に入園児に対しては、常に深い理解と愛情を持って接し、また、職員相互の融和と協力を図ることに努めなければならない。

非常災害対策

(緊急時における対応方法)

職員は、教育及び保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 教育及び保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

人権擁護・虐待の防止

(人権擁護・虐待の防止のための措置)

園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。